

令和8年第3回姫路市議会定例会（未定稿）

令和8年9月14日（月）

○駒田かすみ議員（登壇）

おはようございます。市民クラブの駒田かすみです。

具体的な質問に入ります前に、私たちを取り巻く昨今の地方行政の情勢に触れつつ、本市が担うべき基礎自治体としての確固たる役割について、まずは市長及び理事者の皆様と基本認識を共有させていただきたいと思います。

現在、行政組織におけるガバナンスとリーダーの在り方がかつてないほど厳しく問われる時代を迎えています。本来、健全な組織とは、内部からの自浄作用が働き、耳の痛い真実を語る声が法と倫理によって正しく守られる風通しのよい環境であってこそ成り立ちます。

外部の専門機関や国から下された客観的な処方箋に対し、自己保身により背を向けるような不誠実な振る舞いがあれば、組織の病理は深まり、住民からの信頼は根底から崩れ去ってしまいます。

また、真の危機管理とは現場の泥くさい実働を重んじることであり、決して表層的なアピールであってはなりません。

今夏の震災支援についても思い返しますと、現場の基礎自治体が独自で手配した派遣予定の支援車両があたかも兵庫県の手柄であるかのように喧伝されたという、極めて不可解な事案もございました。現場の汗やルールを軽視し、実態と乖離したトップダウンのパフォーマンスに走る体質は、やがて組織全体に致命的な機能不全をもたらすものとして他山の石としたいと思います。

広域自治体が道しるべを見失い、混迷の度合いを深めている今だからこそ、市民の命と暮らしを最前線で守る中核市として、姫路市が基礎自治体としてあるべき姿の揺るぎない規範とならなければなりません。

この点、清元市長におかれましては、東日本大震災の折に東北大学の医師として過酷な救急医療の最前線に立たれたご経験をお持ちです。命を救うためには現場のリアルな声に耳を傾け、関係機関と誠実に連携することが何より重要であるという真理を、市長は誰よりも深く体現されておられます。現場の痛みがわかるトップだからこそ、こうした虚飾のない誠実な行政運営の重要性について、危機感と使命感を共有していただけるものと確信しております。

そして、この誠実な行政運営を具現化し、地域を真に豊かにするための鍵となるのが多様な主体との協働であり

ます。

先日、8月22日に連合兵庫及び連合兵庫西部地域協議会の主催で開催されました2026地域活性化フォーラムin姫路に参加してまいりました。

「地域経済をどう活性化するかー企業・行政・地域の連携」をテーマとした同フォーラムにおいて、これからのまちづくりにおける極めて重要な視座として提示されたのが、単なる物理的な空間である「スペース」から、人々の交流や愛着によって新たな価値を生み出す「プレイス」へと転換を図るという概念です。

現場の声を封殺するのではなく、企業・行政・地域がしっかりと手を結び、本市が持つあらゆる資源を「スペースからプレイスへ」と昇華させていく。

この思いを市長と共有させていただいた上で、本市のさらなる飛躍と市民の安全を守るための具体的な施策について、発言通告に基づき、5項目14点について順次質問いたします。

第1項目として、「スペースからプレイスへの転換」による戦略的なツーリズム展開と財源確保について伺います。

いよいよ9月20日に、本市のスポーツ・文化の新たな殿堂である大和工業アリーナ姫路のオープニングセレモニーが盛大に開催されます。この歴史的な節目を迎え、私たちに課せられた最大の使命は、この熱狂を一過性の祝祭で終わらせるのではなく、いかにして持続的に地域経済を潤すエコシステムへと昇華させていくかであります。

これからの地域創生は、画一的なインフラ整備に頼る「スペース」の切り売りから、その地域固有の強みを磨き上げる「プレイス」の価値創造への転換が不可欠です。

そこで1点目に、アリーナを中心としたスポーツ拠点の活用と手柄山平和公園の周辺整備について伺います。

現在、手柄山平和公園の再整備が進められておりますが、アリーナに近接する中地の勤労市民会館跡地及び総合スポーツ会館の今後の在り方も重要な鍵となります。

総合スポーツ会館につきましては、ヴィクトリーナ・ウインク体育館の大規模改修期間中における大和工業アリーナ姫路と同会館の利用状況等を踏まえた上で閉館の最適な時期を考えていきたいとのことで、本年10月1日からの施設の一部休止が既に公表されておりますが、令和9年3月末までは現在の指定管理期間が続くため直ちに全面廃止となるわけではなく、段階的な移行として市民のス

スポーツ機会は当面確保されるという理解でよいのか、まずは市の認識を伺います。

その上で、本市の公共施設等総合管理計画が掲げる施設総量の縮減と民間活力の導入の観点から、これら2施設の跡地について、PFI等の手法を活用したスポーツ合宿等ができる新たな宿泊施設を早期に誘致してはいかがでしょうか。

この中地エリアへの合宿施設の誘致は、手柄山平和公園駅や中地インターからの至便なアクセスに加え、アリーナのPFI運営事業者との一体的なパッケージ運用や、今年度設計が進められている姫路市立高校の新校舎との連携により、学生スポーツ等の安定した合宿需要を年間通じて呼び込むことができます。

さらに重要なのは、災害時の機能補完です。大規模災害時において、市内の一般ホテルは要配慮者を受け入れる福祉避難所として活用されることが想定されます。そのため、支援者や物資の拠点として、一般の避難者受入れとバッティングしない市独自の宿泊拠点を付近に確保しておく意義は大きいと考えます。

今年2月に、議会運営委員会の視察で訪れた沖縄県竹富町役場では、数こそ少ないものの台風等で帰宅困難となる職員や島民が宿泊可能な施設が併設されており、実際に学生が研修時の災害発生により宿泊した事例もありました。有事の際の後方支援拠点として宿泊可能な施設の確保の重要性を実感してきた次第です。

行政の悪癖として、建物を解体して更地にしてから考えるのでは遅すぎます。跡地活用に向けて、建物の解体を待たず民間事業者とのサウンディング型市場調査等に着手すべきと考えますが、ご所見をお聞かせください。

2点目として、本市にあるものを最大限に活用するコンテンツツーリズムの展開とふるさと納税の活用について伺います。

まずは、本市の誇る世界遺産姫路城マラソンで、高付加価値化によるふるさと納税枠の活用を検討してはいかがでしょうか。世界遺産姫路城マラソンが大手前公園地下駐車場の改修により開催されない今年度だからこそ、見直しのチャンスと考えます。

実際に、令和3年の大会においてふるさと納税枠を活用した際、新型コロナの影響で大会自体は中止となったものの、本市へのふるさと納税件数は前年の3,013件から9,009件へと急増し、金額にして約1億648万円もの寄附

を集める結果となりました。

もちろん、当該年度のふるさと納税の件数や金額増についてはマラソンだけが要因ではないことは承知しておりますが、圧倒的な集金ポテンシャルは注視すべきだと考えます。

特に、2026年大会からは先着入金順での出走となったことで、通常の出走権確約ではふるさと納税につながりません。真の高付加価値化を図るためには、単なる出走権ではなく、姫路ならではの限定お土産メニューを付与した特別な体験として提供する必要があります。

例えば、市内の酒蔵と連携して、名城酒造の隠し酒のような、実際にその酒蔵に行かないと購入できない限定日本酒のオリジナルラベルセットや、山之内カモミールの入浴剤・ハーブティー等のリカバリーセットや、使い込むほど味が出る伝統産業のPRとして姫路白なめし革の限定ゼッケンホルダーセット、さらには、若年層やインバウンドの推し活需要を確実に取り込むための姫路城特別御城印や大会公式アクスタなどです。

シミュレーションとして、これらの魅力的な限定メニューを設定し、全体の定員を9,000人規模とした場合、出走権と限定お土産をセットにした5万円枠を400人、さらに前日レセプション参加等の特別体験を付与した10万円のVIP枠を50人設定してみます。

この場合、ふるさと納税の返礼品ルールである寄附額の3割以下に収めつつ、通常の参加料収入のみの場合と比較して、参加者の5%を切り替えるだけで約1,800万円強の増収をもたらすことができます。

宿泊手配の負担や運営リスクを抑えつつ、富裕層を呼び込み本市の魅力を発信する高付加価値枠の導入について、ご所見をお聞かせください。

3点目として、さらに多様なターゲット層の熱量を取り込むコンテンツツーリズムのパッケージ化も急務です。

とりわけ私が注目しているのが、若年層やインバウンドを中心とした推し活・サブカルチャー需要の取り込みです。経済産業省・経済解析室の分析によれば、ライブやエンタメ等の推し活関連消費が娯楽業全体の回復を力強く牽引しているとされており、消費者庁の関連調査等を見ましても、推し活に対する消費者の支出意欲は極めて高く、その市場規模は数兆円に上ると推計されています。

物価高にあっても自分が幸せになれる推しのためなら出費を惜しまないという、特異で強力な経済効果を本市の

観光戦略に取り込まない手はありません。

清元市長ご自身も、姫CONの際、率先してコスプレをしてパレードに参加されるなど、サブカルチャーに対する深い理解と並々な熱意をお持ちであると拝察しております。そのトップの熱量を単なる一過性のイベントに留めるのではなく、着実に地域が稼ぐ力へと変えていくべきです。

具体的には、ファンタジーの世界観を持つ太陽公園での貸切り撮影枠や、アニメ風のポートレート撮影で人気の姫路市立美術館、手柄山平和公園のスリラー塔など、本市ならではの資源を舞台にしたツアーを誘致・パッケージ化し、姫路をサブカルの聖地としてブランド化すべきと考えますが、ご所見をお聞かせください。

そして、こうした推し活やサブカルツーリズムの熱量を根底で支え、コンテンツツーリズムの中核としてさらなる飛躍が期待されるのが、本年度で設立 25 周年の節目を迎えた姫路フィルムコミッション事業であります。

これまで数多くのロケーション撮影を誘致し、映像の力による魅力発信に多大な貢献をされてきました。最近でもタイドラマや映画「黒牢城」などで本市の歴史や文化が国内外に発信され、先日は映画「ミニオンズ&モンスターズ」の特別上映会も共催されました。

映像作品の公開・配信は、この場所を訪れてみたいという新たな観光需要を生み、いわゆる聖地巡礼による長期的な地域経済への絶大な波及効果が期待できます。

そこでお尋ねいたします。

設立 25 周年を迎え、これまでのロケ誘致や撮影支援について、本市は経済効果や知名度向上の観点からどのように評価しているのでしょうか。また今後、観光・経済・シティプロモーションを横断する重要施策として、どのように発展させていくお考えでしょうか。

関連して、書写山圓教寺を活用したロケ誘致と海外大型映像作品の誘致について伺います。

書写山圓教寺は国内外の制作者にとって非常に魅力的なロケーションであり、ハリウッド映画「ラスト・サムライ」等の実績は、本市が世界的作品の舞台となり得る確固たるあかしです。同作品をきっかけに 20 年以上たつ現在でも訪れる海外観光客がおられると聞いており、映像による観光効果が何十年も続く可能性を示す貴重な事例です。

一方で、先日知人が書写山圓教寺を訪れた際、境内の看板に、ロープウェイ運休 令和 9 年 2 月 5 日から 10 月下旬

と掲示されていたとのことですが、この約 9 か月間の長期間の運休を単なる観光の制約とするのではなく、むしろ一般観光客が少ないこの期間こそ、国内外の制作者にロケ地として積極的に売り込む最大の好機と捉えるべきと考えます。

そこでお尋ねします。

2027 年のロープウェイ改修期間を好機と捉え、書写山圓教寺、姫路フィルムコミッション、市などが連携した強力なロケ受入れ体制を構築してはいかがでしょうか。

姫路フィルムコミッションでは、海外制作者向け F AM ツアーなど誘致に向けた取組が行われており、今後さらに強化すべきと考えます。

本市として、「ラスト・サムライ」の実績やロケ地巡りの観光効果を生かし、ハリウッド等海外大型映像作品のさらなる誘致に向け、必要な予算や体制面を含めた支援を一層強化していくお考えはないでしょうか。

また、誘致を単なる撮影支援に終わらせず、シニア層のサイクルツーリズムや若年層の推し活需要と連動させ、インバウンド観光や国際的な都市ブランド向上へつなげるため、DMOや観光関連の地域事業者との連携を強化することに対するご所見をお聞かせください。

既存の資源を単なる素材で終わらせず、体験やストーリーという付加価値を重ねて地域内経済循環を生み出すことこそが地域創生の本質です。既存資源をフル活用した観光・コンテンツツーリズム戦略について、前向きなご答弁を求めます。

第 2 項目として、統廃合後の学校の利活用について伺います。

本市において、少子高齢化に伴う学校統廃合が進む中、長年地域コミュニティの核として親しまれてきた校舎や学校用地の利活用は、周辺地域の活力を維持する上で極めて重要な課題であります。

先ほど申し上げた「スペースからプレイスへの転換」という概念はここでも当てはまります。学校跡地を単なる維持管理費のかかる空き施設や更地にするだけの空間として持て余すのではなく、その地域ならではの歴史や固有性を生かし、新たな交流や経済を生み出す価値創造の拠点へと転換していく発想が今、強く求められています。

これまでも旧山之内小学校の跡地が民間企業によるハーブ工場として活用され、雇用創出に資するすばらしい成功事例となり、地域に定着して久しいです。また、統廃

合が予定されている香呂南小学校の周辺でも、地元住民から、古文書等の地域資源を継承する保管場所としての活用案が上がっています。

堅牢な構造を持つ学校施設は、地域に眠り散逸の危機にある貴重な歴史文書や行政公文書を安全に一元管理するアーカイブズや郷土資料館として転用するのに非常に適しています。

他市におきましても、秋田県の大仙市アーカイブズや千葉県の印西市立木下交流の杜歴史資料センターなど、学校跡地を歴史資料センターや公文書館として再整備し、大きな成果を上げている事例が存在します。

さらに、去る 8 月 25 日の姫路こども・若者会議においては、若者たち自身から中高生の居場所づくりを求める切実な声が上がりました。

こうした若者が安心して集える居場所をはじめ、空き教室を単位として貸し出すシェアオフィスの誘致など、地域の立地条件に応じた多様な民間活力の導入を積極的に推進すべきです。

公共施設の統廃合を実行しても、その維持費削減等の効果が現れるまでには 5 年から 10 年のタイムラグが生じると認識しております。だからこそ、更地になるのを待ってから使い道を考える後手後手の対応では地域の衰退を加速させるだけです。

加えて、学校跡地の利活用に絶対的に欠かせない視点が地域交通の拠点化です。

令和 9 年 4 月の学校統合に併せ、スクールバス 6 台を購入・配備するに当たって、当局からは、まずは子どもたちの送迎を優先するが、コミュニティバスとしての活用は今後、ニーズ調査等も含め検討していきたいとの答弁があった旨が報告されています。

現在、前之庄においてコミュニティバスの運行が行われておりますが、将来的な各地域での本格運行に向け、本市はどの程度踏み込んだニーズ把握を行っていく予定でしょうか。

地域交通を再構築する際、統廃合される学校跡地を単なる滞在施設として終わらせず、コミュニティバス等の中継地点、すなわち地域のモビリティハブとして活用していく視点が重要です。バスで学校跡地に集い、そこでサービスを受け、別のエリアへ乗り継ぐ。学校跡地を地域の血流の心臓部として位置づけることで、真の地域活性化が実現します。

学校跡地を地域の価値創造拠点、そして交通の中継地点へと転換する方策について、本市の基本的な考え方はどのようなものか。また、既存の公民館との機能のすみ分けや将来のコミュニティバス運行を見据え、早期に個別活用方針を検討していくべきと考えますが、ご所見をお聞かせください。

第 3 項目として、改正道路交通法施行後の状況について伺います。

本年 4 月 1 日より道路交通法の一部改正に伴い、16 歳以上の自転車運転者による一定の違反に対する反則金制度、いわゆる青切符の交付が本格施行されました。開始当初は各種報道でも大々的に取り上げられ、市民の間でも緊張感が高まりましたが、施行から 5 か月が経過した現在、街頭の様子を見るに、早くも制度が有名無実化し、元の危険な状態に戻りつつあるのではないかと危機感を抱いております。

実際の取締り状況を見ましても、市内の 3 警察署の 4 月から 6 月で合計 7 件と、青切符の適用が極めて限定的である現状が伝わるにつれ、市民の側に「どうせ捕まらない」という気の緩みが生じている懸念は否めません。

警察の取締り任せにするのではなく、基礎自治体として自転車の交通秩序を維持し、市民の命を守るための継続的なルール啓発をどのように進めていくのか、ご所見をお聞かせください。

次に、今年度開校した姫路市立高等学校におけるヘルメット着用の指導実態についてです。

私はこれまでも、ヘルメットの着用は致命傷を防ぐ防具であると同時に、自転車も軽車両であり、自動車と同じ車の仲間であるという交通社会の一員としての責任と自覚を自転車運転者自身に認識させるための重要なツールであると訴えてまいりました。

全国的にも高校生になると着用率が約 1 割へと急減する傾向がある中、自転車安全利用モデル校として昨年度より市立姫路高校が指定され取り組んでおられますが、同じ場所に通う高校生の指導に当たっての温度差が生じないよう、教育委員会として、生徒に車両を運転しているという当事者意識を醸成するため、どのような指導を行っているのか。さらに今後の方針について、ご所見をお聞かせください。

最後に、この 9 月 1 日より施行された生活道路における法定速度 30 キロ制限の適用と安全対策について伺います。

8月27日の神戸新聞の報道にも大きく取り上げられておりましたが、1970年代の交通戦争期から半世紀にわたり、本市を含む瀬戸内沿岸14市4町で運用されてきた兵庫県独自の市内全域40キロ規制が、今回の法改正に伴い廃止されました。これにより、幅5.5メートル未満でセンターラインのない生活道路の法定速度が、全国一律で30キロへと引き下げられますが、長年、市内全域40キロがドライバーの常識として深く浸透してきた本市において、生活道路が30キロへと厳格化されることは、道路環境における極めて大きな歴史的転換点となります。

この新ルールについて、市として市民やドライバーにどのように周知・広報を行っていくお考えでしょうか。

警察庁のデータによれば、車の速度が50から60キロでの接触時の歩行者死亡率は約17%に上るのに対し、20から30キロでは1%以下へと激減いたします。

住宅地や通学路において、従来からゾーン30等の規制が敷かれている地域であっても、実態として速度を守らずに走行する抜け道利用の車が後を絶たない現状があります。

歩行者や子どもたちの命を守るため、市として警察や地域住民と連携し、改めて生活道路での速度遵守に向けた強力な啓発や物理的デバイス等の設置推進が必要であると考えますが、ご所見をお聞かせください。

あわせて、中高生の通学用自転車や普及が進むe-Bike、ロードバイク等においては、平坦路や下り坂で容易に時速30キロを超える速度が出ます。生活道路において自転車が過度なスピードを出すことは、自身の操作ミスによる落車の危険だけでなく、歩行者との重大な人身事故にも直結いたします。

自動車への周知と並行して、自転車利用者に対しても生活道路における速度超過の危険性と法令遵守を強力に注意喚起すべきと考えますが、市としての総合的な安全対策の方針についてご所見をお聞かせください。

第4項目として、人権とSNSの在り方と実効性ある被害者救済について伺います。

2016年に施行された障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、いわゆる差別解消3法が施行されてから本年度10年の節目を迎えます。

しかし、現代社会はSNSのアルゴリズムがユーザーの滞在時間を延ばすために憎悪や恐怖、分断をあおる情報を優先配信する暴走状態にあり、ネット上の誹謗中傷や部落

地区のアウトティングなど人権侵害はかつてなく深刻化しています。

本市においても、人権教育及び啓発実施計画が改定され1年が経過しましたが、計画をPDCAサイクルで回すだけでは、瞬時に拡散される個別の差別事案から被害者を直ちに救済することは実質的に困難であります。

さらに憂慮すべきは、法の壁と広域行政の姿勢です。施行された情報流通プラットフォーム対処法は、被害を受けた本人が当該SNSのアカウントを取得しなければ削除申請すらできないという本末転倒な矛盾を抱えており、被害者個人での対応は限界を超えています。

市町村による代理申請が制限されがちな背景には非弁行為に当たるという懸念がありますが、法務省の公式対応スキームにおいても、行政機関が人権相談やモニタリングを通じて情報を収集し、削除要請を行うことは、自ら利益を得る営利目的の行為ではなく、非弁行為には当たらないという考え方が出てきております。

本市として、被害者に寄り添い、法務局等と連携した実質的な削除サポート体制を構築すべきではないでしょうか。

また、地方自治体の役割についても抜本的な見直しが必要です。

兵庫県においても、インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例は制定されておりますが、実質的な効力は薄く、個別事案には対応できていません。

それを象徴するように、先般、県庁の目と鼻の先で公然とヘイトスピーチが行われた際、知事がそれに言及することも制止することもなく、結果として当事者団体から直接申入れが行われるという、極めて不可解かつ憂慮すべき事態が発生いたしました。

現場で起きている人権侵害に対し、理念やパフォーマンスではなく、身を挺して当事者を守ろうとする誠実さが行政のトップに欠けていれば、いかなる条例も絵に描いた餅に過ぎません。

こうした県の消極的な姿勢を鑑みれば、市民に最も近い基礎自治体である姫路市が、率先して人権を守る確固たる防波堤となる必要があるのではないのでしょうか。

表現の自由とのバランスを慎重に考慮しつつも、理念だけの条例から一歩踏み込み、5万円の過料を科す鳥取県の条例や、審議会を経ずに知事が直接判断する大阪府の方式

などを参考に、本市独自で迅速な削除要請や被害者救済ができる実効性のある人権保護に向けた条例を制定すべきと考えます。

あわせて、基礎自治体の取組だけでは及ばない法制度の欠陥に対し、情プラ法での行政による削除要請を明確に可能とする働きかけを行うといった抜本的見直しや、部落差別解消推進法の実効性強化に向け、市として国への働きかけが必要と考えます。

差別解消三法から 10 年の節目に当たり、姫路市として実効性のある人権保護体制をいかに貫くのか、ご所見をお聞かせください。

第 5 項目として、防災対策について伺います。

近年、頻発する自然災害や災害関連死の教訓から、災害時の避難ニーズは急速に多様化しています。本市においても、命を守るだけでなく、尊厳ある避難生活をどう保障していくのか、ハード・ソフト両面での備えを常にアップデートしていく必要があります。

第一に、私自身の体験に基づき、姫路市避難所運営のポイントの改訂についてです。

過去、平成 23 年の台風や平成 30 年西日本豪雨の際、市内で開設された避難所に足を運びました。平成 23 年の際には一時避難した市民として毛布やアルファ米が配布されましたが、翌朝までの数時間で避難が必要な状況は解消されましたので、まさに一時避難所という役割を果たしたと思われます。

しかし、熊本の地震のような大災害となった場合、この一時避難所から本格的な避難所へと、どのタイミングでどう移行するのか、現在の姫路市避難所運営のポイントには明確な記載がありません。

男女共同参画の視点を踏まえて作成された姫路市避難所運営のポイントと、コロナ禍で作成された新型コロナウイルス感染症を踏まえた姫路市避難所運営のポイントとが並立している現状を整理・統合し、現場が迷わず動ける、時代に即した実効性のあるマニュアルとして姫路市避難所運営のポイントを見直すべきと考えますが、ご所見をお聞かせください。

第 2 に、古い災害協定の問題の顕在化と実効性検証についてです。

本市では民間企業等と多数の災害協定を締結しておりますが、例えば平成 29 年に締結されたコーナン商事様や兵庫県トラック協会様、平成 30 年のセブン-イレブン・ジ

ャパン様などとの物資・輸送協定は、締結から既に 5 年以上が経過しています。

現在の急激な物価高騰やドライバー不足に当時の内容のままで耐え得るのか。また、多様性の視点から乳幼児用液体ミルクやアレルギー対応食などの追加供給ルートが整備されているか、定期的に検証すべきと考えます。

特に今月、大和工業アリーナ姫路が開業することで物流の基礎情報が大きく変わります。また、今年の 5 月に本市に災害用トイレトレーラーが 5 台導入されたことは高く評価しますが、これを牽引する車両は 1 台しかない状況とお聞きしています。これではいざという時に迅速に全てのトイレトレーラーを配置することができません。

アリーナを中心とした情報流通や物流網の再構築を見据えるとともに、運送事業者等と牽引車及び運転士の提供について新たな協定を結ぶなど既存の協定を抜本的にアップデートし、現場できちんと機能させる必要性が極めて高いと考えますが、今後の方針についてご所見をお聞かせください。

第 3 に、車中泊の過酷な実態を見据えた新技術の導入についてです。

プライバシー保護や感染症対策としての車中泊には、ガソリン不足に伴う熱中症、冬場の一酸化炭素中毒、エコノミークラス症候群、さらには外から見えにくく支援から孤立する重大なリスクが伴います。

本市には外部給電可能な車両からの電源供給協定なども存在しますが、これらを避難所の建物の外にいる車中泊避難者へ確実に届けるための運用ルールが急務です。

また、こうした車中泊の限界を補い、命と尊厳を守る新たな選択肢として、名古屋工業大学教授が考案された、短時間で設置でき断熱性にも優れたインスタントハウス等が注目されています。

車中泊の過酷なリスクを回避するためにも、事前にこうした新技術の導入や新たな協定締結を検討し、避難環境の抜本的な改善に役立てるべきと考えますが、ご所見をお聞かせください。

最後に、ペットの同行避難と災害時の動物保護体制の強化についてです。

市内の避難所においては、一部を除いてペット同行可になってはいますが、その運用は現地の状況に応じてという一言で、避難所任せになってしまう危険性はないでしょうか。

実質的にペットとの同行避難のニーズに対し、車中泊を選択せざるを得ない状況も容易に想像できます。これらの懸念を解消するために、避難所外の被災者へ物資や情報を確実に届ける運用マニュアルを整備するとともに、市内外の民間ペットホテル等と新たな受入れ協定を推進すべきではないでしょうか。

私たち市民クラブでは、これまでも市の動物愛護行政を支える基金の設立を要望しております。以前、会派で北海道旭川市の動物愛護センターを視察した際、ふるさと納税等を活用した動物愛護基金が極めて有効に機能していることを学びました。

本市においても同様の基金を設立し、その使途を平時の愛護啓発や新動物愛護施設の運営にとどめず、災害時における被災動物の保護や救護活動への支援、ペットホテルへの移送や利用時の補助等、平時からの愛護団体との緊密な連携体制の構築にも柔軟に活用できるようにすべきと考えますが、ご所見をお聞かせください。

災害協定の形骸化を防ぎ、多様化する被災者やその家族であるペットの命と尊厳を守るため、市長並びに担当局長の前向きなご答弁を求めます。

以上で、私の第1問を終了いたします。

○西本真造議長

岡本副市長。

○岡本 裕副市長（登壇）

私からは、1項目についてお答えいたします。

まず、1点目の大和工業アリーナ姫路と中地エリアの連携による「スポーツツーリズム」の推進についてでございますが、総合スポーツ会館の閉館時期につきましては本年10月の大和工業アリーナ姫路の開館に伴い一部休館いたしますが、令和9年3月末の一般財団法人姫路市まちづくり振興機構による現指定管理の満了をもって直ちに全館を閉館するものではなく、現時点において閉館時期については決定しておりません。

今後、市民の皆様のスポーツ機会を確保できるよう配慮しながら、閉館時期を検討してまいります。

次に、跡地の活用につきましては、閉館することとなった場合に備え、建物の解体を待たず跡地活用の検討を進めていく必要があると考えております。

引き続き、全庁的な意見交換や競技団体等へのヒアリングを通じ、本市スポーツ施設の利用に関する課題等を整理するとともに、議員ご提案のようなことも含めまして、

様々な活用方法について検討してまいります。

次に、2点目の世界遺産姫路城マラソンへの「ふるさと納税」による高付加価値化についてでございますが、姫路城マラソンではこれまでランナー募集を抽選方式で実施していたことから、確実に出走枠を確保できるふるさと納税枠に一定の価値がございました。

前回の2026大会ではランナー募集を入金先着順に変更したことにより、一般枠においても出走枠を確保しやすくなったため、ふるさと納税枠の役割は薄れたものと判断し、募集を実施しなかったものでございます。

しかしながら、本大会はランナーをはじめ、市外からの来訪者が見込まれることから、大会コンセプトの1つでもある「姫路の都市の魅力を発信する」につなげるとともに、姫路の地場産業や地域性を生かした特別な付加価値を持つふるさと納税枠の導入について、関係部署と協議しながら姫路城マラソン実行委員会にお諮りし、検討してまいります。

次に、3点目の「コンテンツツーリズム・推し活需要」の取り込みとロケ誘致強化についてでございます。

まず、姫路をサブカルの聖地としてブランド化すべきではないかにつきましては、本市では、姫CONの開催やひめじSubかる☆フェスティバルへの後援を通じ、サブカル文化に関心を持つ方々の誘客に取り組んでいるところでございます。

今後も主催者をはじめ、観光関連事業者や関係機関と連携し情報発信に努めることで、推し活とサブカルチャーそれぞれの需要を取り込み、魅力ある観光地づくりに向けて継続していければと考えております。

次に、姫路フィルムコミッションによるロケ誘致の評価につきましては、姫路フィルムコミッションにおけるロケ誘致・撮影支援件数は、令和6年度が過去最多の174件で、令和7年度が過去2番目に多い168件となっております。

一例といたしまして、本年6月に全国公開された映画「黒牢城」の撮影が姫路城で行われており、撮影隊による宿泊、飲食、交通などによる地域経済への波及効果に加えて、ロケ地マップなどを通じた本市の知名度向上や観光誘客に大いに寄与しているものと評価しております。

次に、重要施策としての今後の発展につきましては、引き続き関連事業者と連携しながら、映像作品等制作者への市内宿泊に対する補助制度を活用し、さらなるロケ誘致に取り組むとともに、映像作品のメディア露出を通じ、本市

の知名度や都市ブランド力の向上が図れるよう、本市の重要な施策の 1 つとして着実に発展させてまいりたいと考えております。

次に、書写山ロープウェイ改修期間を好機と捉えたロケ受入れ体制の構築につきましては、令和 9 年 2 月 5 日から 10 月 28 日までのロープウェイの運休期間を見据え、現在関係機関と協議を進めており、書写山圓教寺でのロケ誘致に力を入れているところでございます。

また、海外作品の誘致や支援体制の強化につきましては、姫路フィルムコミッションにおきまして、令和 7 年度にアジア最大級の映画祭である釜山国際映画祭へ出展し、ハリウッドの制作チームの本市への来訪などの成果につながったところでございます。

その他、幅広いロケ支援の手法を学ぶジャパン・フィルムコミッション認定研修を姫路フィルムコミッションの職員に積極的に受講させるなど、ロケ支援に対応できる人材の育成を進め、支援体制の強化を図っているところでございます。

次に、インバウンド観光や都市ブランド向上に向けた連携強化につきましては、DMOである姫路観光コンベンションビューローや観光事業者及び関係機関と情報共有し、緊密に協力しながら、議員お示しの事例も含め、様々な観光需要を取り込みつつ、既存の観光資源の磨き上げといった本市の魅力向上に資する観光施策を推進し情報発信を行うことで、本市の国際的な知名度の向上を図り、「世界から選ばれるまち H I M E J I」の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

山本政策局長。

○山本 聡政策局長（登壇）

私からは、2 項目のうち 1 点目についてお答えいたします。

長年、地域コミュニティの核としての役割を担ってきた学校の跡地活用につきましては、市民全員の共有財産であることも念頭に置きつつ、地域のご意見を伺いながら、民間事業者による利活用も含め、最適な利活用を検討してまいります。

活用方針の策定に当たりましては、財政上の影響や法規制のほか、公民館をはじめとする周辺の公共施設との整合など、総合的に勘案する必要があると考えております。

また、閉校後は、施設が長期間遊休資産化しないように、安全面、防犯面及び財政面を考慮しつつ、除却に活用できる有利な起債に期限があることも踏まえ、迅速に取り組んでまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

久保田教育長。

○久保田智子教育長（登壇）

私からは、2 項目めの 2 点目及び 3 項目めの 2 点目についてお答えいたします。

まず、2 項目めの 2 点目についてでございますが、本市では令和 9 年 4 月の学校の統合に伴い、通学距離、通学ルートが大きく変わる児童のためにスクールバスを導入することとしております。また、閉校後の跡地活用につきましては、市長部局の主導により、地域の意見も伺いながら検討していくこととしております。

議員ご提案の、学校の跡地をコミュニティバス等の中継地点モビリティハブとして活用することは地域活性化の有効な方策の 1 つであると考えられますが、まずは、コミュニティバスとしてのニーズを把握することが重要であると考えております。

教育委員会としましては、学校地域協議会で地域と協議を進めていく中で、コミュニティバスの運行を求める意見をいただいた場合には市長部局に情報提供するなど、連携を図ってまいります。

次に、3 項目め 2 点目についてでございますが、姫路市立高等学校におきましても、市立姫路高等学校と同様に、県の自転車安全利用モデル校に指定され、自転車用ヘルメットの無償提供を受けるとともに、生徒が主体となって自転車交通安全の取組を企画・実践をしております。

また、教職員による登下校指導や警察などによる自転車安全運転講習などの機会を利用し、交通安全意識の醸成を図っております。今後も、多様な機会を継続的に活用しながら、車両を運転する当事者としての交通安全意識を高めてまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

村田危機管理担当理事。

○村田 泉危機管理担当理事（登壇）

私からは、3 項目めの 1 点目と 3 点目及び 5 項目めについてお答えいたします。

まず、3 項目めの 1 点目についてでございますが、本市では、青切符制度の施行前から市内 3 警察署をはじめとする関係機関と連携し、街頭啓発活動や交通安全教室、市公式エックスやケーブルテレビなど様々な機会や媒体を活用して自転車の交通ルールの周知に努めております。

また、本市の働きかけにより、昨年度の市内 3 高等学校に加え、今年度は新たに県立姫路工業高校、県立姫路西高校、姫路市立高校の 3 校が県の自転車安全利用モデル校に指定されました。これらの学校では、生徒が主体となった自転車の安全利用に関する啓発活動が進められております。

警察におきましては、違反の内容や危険性を踏まえ、事故防止の観点から必要な指導や取締りが行われているものと認識しております。

今後も関係機関と連携し、自転車安全利用モデル校の拡大を図るとともに、四季の交通安全運動をはじめ、あらゆる機会を通じてより一層の啓発活動に努めてまいります。

次に、3 点目についてでございますが、本市では 7 月に実施いたしました交通事故防止運動において、生活道路における速度抑制を呼びかけるチラシを配布するとともに、広報ひめじ 9 月号にも関連記事を掲載するなど、周知・啓発に取り組んでおります。

生活道路では歩行者や自転車の安全を確保するため、速度を抑えて通行することが重要です。今後も、青切符制度に関する啓発と同様、様々な機会や媒体を活用し、市民の皆様に対して法定速度の遵守と安全運転の重要性を広く啓発してまいります。

次に、自転車利用者に対する総合的な安全対策の方針についてでございますが、自転車は身近で便利な乗り物である一方、運転方法によっては重大な事故を引き起こし、歩行者などに大きな被害を与える可能性があり、自転車利用者にはこのことを十分認識していただく必要があります。そのため、関係機関とも連携し、生活道路における速度抑制を含めた交通ルールの遵守について積極的な啓発に努めてまいります。

また、今年度策定予定の第 12 次姫路市交通安全計画において、本市における総合的な交通安全対策の方針を示してまいります。

市内 3 警察署をはじめとする関係機関との連携を一層強化し、安全で安心して暮らせる交通事故のない姫路の実現を目指してまいります。

次に、5 項目めの 1 点目についてでございますが、避難所運営を適切に行うためには、災害の実態や社会情勢を踏まえ、現場が迷うことなく対応できる具体的で分かりやすい手順を示す必要があります。

このため、現在、複数に分かれているマニュアルを統合するなど、より分かりやすく実効性のある内容とするため、次年度、姫路市避難所運営のポイントの改訂に着手してまいります。

改訂に際しては、指定避難所の収容人員再算定調査や防災会議女性部会での検討成果を踏まえ、避難所運営や備蓄物資の在り方について整理を行います。その上で、避難所の開設や一時避難から避難所生活への円滑な移行、避難者の健康管理、要配慮者への支援、清潔なトイレの維持など具体的な内容を盛り込み、災害関連死の防止につながる避難所運営を実現してまいります。

次に、2 点目についてでございますが、本年 10 月の大和工業アリーナ姫路の開館に伴い、災害時における救援物資の受入れや仕分方法、輸送動線など、物流の基礎情報が変化いたします。

そのため、既存の協定や物資輸送体制に所要の見直しを行う必要があることから、アリーナを活用した救援物資受入配送計画を今年度改定する予定でございます。

また、社会情勢の変化を踏まえ、協定先との具体的な役割分担、取扱う物資の種類、連絡体制などについても、必要に応じて見直してまいります。

加えて、協定先との定期的な実動訓練を実施し、訓練によって明らかとなった課題を協定や計画に反映することで、災害時に現場で機能する物資輸送体制の構築に取り組んでまいります。

なお、議員ご提案のトイレトレーラーの運搬に係る災害時応援協定の締結につきましては、災害現場ではトイレトレーラーの運用業務に加え、道路の寸断や設置場所の変更、機器の不具合への対応など様々な事態が想定されます。このため、設置から運用、撤去に至るまで一貫して柔軟に対応できる体制を整える必要がございます。

また、他都市への災害支援を行う場合、被災地への市職員の派遣は実際の災害対応を通じて経験や知見を得る機会となり、本市の災害対応力の向上につながるものと考えます。

こうしたことから、現時点では、市職員が運搬及び運用を担う体制を考えており、直ちに協定を締結する予定はご

ざいません。

今後も、必要な資格を有する市職員の養成や牽引車の増車など運用体制の整備を進め、災害時により実効性のあるトイレトレーラーの活用を図ってまいります。

次に、3点目についてでございますが、災害時には車中泊避難を行う被災者の増加が見込まれるため、その対策は喫緊の課題であり、次年度、ガイドラインの策定に着手する予定としております。

短時間で設置可能な簡易型の居住空間につきましては、令和7年4月に災害時のムービングハウス活用に関する協定を締結し、その有効性については十分認識しております。

議員ご提案の、新技術であるインスタントハウスについても、今後、他都市における導入事例や活用効果などを踏まえ、導入の可能性について調査・研究を進めてまいります。

以上でございます。

○西本眞造議長

橋本建設局長。

○橋本正生建設局長（登壇）

私からは、3項目めの3点目のうち建設局所管部分についてお答えいたします。

車両の速度を抑制するための物理的デバイスとしては、道路に凸部を設けるハンプや局所的に幅員を狭める狭窄などの手法があります。ハンプについては10か所設置しており、速度抑制に関して一定の効果があることを確認しております。

今後も警察や地域の皆様と連携し、様々な速度抑制対策を進め、生活道路の安全性向上に努めてまいります。

以上でございます。

○西本眞造議長

小林市民局長。

○小林秀祐市民局長（登壇）

私からは、4項目めについてお答えいたします。

まず、1点目についてですが、議員お示しのとおり、SNS等による誹謗中傷などの人権侵害は深刻さを増しており、実効性のある対策が求められております。

現在、本市では、SNS等による人権侵害の被害にあった場合の相談窓口を人権啓発課に設置し、相談業務を行っております。市民総合相談室では、毎週火曜日から金曜日まで弁護士による法律相談を実施しており、SNS等による人権侵害の被害についてもご相談いただくことができ

ます。

さらに、国の人権擁護機関である法務局に対しましては、必要に応じて個別の人権侵害情報について報告するとともに、プロバイダ等への削除要請について、連携を図りながら対応しております。

深刻さを増しているSNS等による人権侵害から市民を守るため、本市では令和7年3月に改定いたしました姫路市人権教育及び啓発実施計画においてインターネットモニタリング事業の充実を目標に掲げ、令和7年度からモニタリングの実施を強化した結果、令和7年度に本市からプロバイダ等に行った削除要請件数は200件を超え、前年度の約3倍と大幅に増加いたしました。

引き続き、同計画に基づき、SNS等による人権侵害から市民を守るための施策を推進してまいります。

次に、2点目についてですが、議員お示しの鳥取県の過料処分が設けられた条例につきましては、令和8年1月25日に施行されたことから施行からの期間がまだ短く、大阪府の条例につきましては詳細な運用実績が公表されていないことから、現時点でこれらの条例の効果等について評価することは難しい状況でございますが、他の地方公共団体においても独自条例を制定している団体が幾つかあることから、条例制定による効果等については今後も注視してまいりたいと考えております。

SNS等による誹謗中傷などの人権侵害は社会問題化している全国的な問題であり、国においてより実効性のある制度となるようしっかりと法整備等を行う必要があると認識しており、引き続き、法整備等について全国市長会等を通じて国に要望してまいります。

以上でございます。

○西本眞造議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長（登壇）

私からは、5項目めの4点目についてお答えいたします。

まず、市内民間ペットホテル等との受入れ協定についてでございますが、現在、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、第1種動物取扱業の保管登録を行っているペットホテル業者は市内に150施設以上ございます。

ペットホテルと個別に協定を締結している自治体として、東京都荒川区や佐賀県武雄市など先進自治体の事例がございますので、他都市の事例を調査し、検討してまいります。

また、災害時にペットの飼い主が車中泊を余儀なくされることを避けるためにも、日頃からの備えとして、ペットを預けることができる遠方の親戚や友人、ペットホテルなどの預け先を確保することについて、さらなる啓発を実施してまいります。

次に、平時の動物愛護行政の運営にとどめない災害時においても柔軟に活用できる基金の設立についてですが、災害時における動物救援本部の運営及び活動に要する経費につきましては、災害時における動物救護活動に関する協定を、県内政令市、中核市及び兵庫県が県獣医師会等と締結しており、その協定の中で対応できることとなっております。

また、平時からの動物愛護行政を支えるための基金の設立につきましては、現状においても安定的な資金の調達や継続的な動物愛護事業の実施などについて検討すべき課題があるものと考えており、引き続き、本市に則した基金設立の在り方について調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○西本眞造議長

20 番 駒田かすみ議員。

○駒田かすみ議員

それぞれご丁寧なご答弁ありがとうございました。

2 問目をお願いいたします。

1 つ目が統廃合後の学校活用についてですが、国の補助メニューの観点から除却ということは、もちろん検討しないといけないということは理解をいたします。

しかしながら、対象校の中でも、令和に入ってからトイレの全面改修を行ったり、普通教室や体育館へのエアコン設置などが行われたりと、多額の設備投資が行われたところはあります。国の除却補助があるからといって、新しい設備を備えた建物は安易に取り壊すというのは何となく投資を無駄にするような形でもったいないというふうにも思われます。

そこを含めて、統廃合によって、既存の公民館で、例えば大規模改修の時期を迎えて、また新たにエレベーターを設置する必要があるとかバリアフリー化の工事が必要であるとか、そういうところにおいては、あえて古い公民館に多額の投資をする形ではなくて、既にトイレ、空調が完備されていて、災害時の避難所としても即戦力で活用することができる校舎の 1 階部分を新たな公民館としてスライド活用するなどの部分っていうのも、今後柔軟に考えて

いただく必要があるかと思いますが、この、地域も含めて使い道というか跡地の使い方を選択できるようなスキームを検討していただけないでしょうか。

もう 1 点、災害観点の協定の見直しについて、実はちょうど一昨日ですね、私が置いております事務所のほうに配置薬の交換に来られた富士薬品の方から、偶然、同社が既に瀬戸内市など全国の 53 の自治体と災害時の協定を締結されているというふうに伺いました。

普段からお薬を飲まれている方なんかは、皆さん、常備薬お持ち、常備薬というか、普段からの服用してるお薬をきちんと持って避難していただくような形になると思うんですが、日常は健康的な方というか、もうお薬にご縁のないような方っていうのが、避難をした際に、急に頭が痛くなる、お腹が痛くなるっていうようなことっていうのが発生しないとも限りません。

そんなときに、家庭用常備薬、いわゆるどこにでもあるお薬なんかがあればちょっと安心できるのではないかなっていうふうに思った次第です。

本市の災害協定の一覧確認しても、この家庭用の配置薬に特化したものっていうのは含まれてないことを考えますと、他市の事例も踏まえて、姫路市においても同じようにこの協定新たに締結する必要があると思うんですが、またもし、これに関して方針がありましたらお聞かせいただければと思います。

最後にトイレトレーラーなんですけど、設置時の取扱いの難しさから民間との協定締結は考えていないということですが、先ほども申し上げましたように、現状では牽引車が 1 台ということで、であれば、余分に職員が自ら牽引して各避難所へ配置するための複数の車両、そして牽引免許を持った職員の育成っていうのが必要になってくると思います。

これに対して姫路市として十分に予算をつけていただければと思いますが、これについてご回答願います。よろしくをお願いいたします。

○西本眞造議長

山本政策局長。

○山本 聡政策局長

学校の跡地の利活用についてでございます。

利活用に係る検討の順序なんですけれども、まずは市による利活用について改めて検討いたします。その後、市による利活用、検討したけれどもないという場合は、民間

事業者の利活用について検討します。

いずれも、その市による利活用、民間の利活用、いずれも利活用が見込められない場合に初めて除却ということを検討していきます。

利活用を検討する段階においては、しっかりと地域の皆様のご意見も伺いながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西本眞造議長

村田危機管理担当理事。

○村田 泉危機管理担当理事

家庭用の常備薬の件です。

まず、最近いろいろな協定の内容も出てきております。例えば、ドラッグストアがローリングストックという形で、家庭の食料のことについて我々の啓発をしておるんですけども、そのローリングストックの考え方に基づいて、例えば、ドラッグストアの倉庫を市の所有地に貸し出すことによって、災害時にはその倉庫から優先して市の避難所へ配送していただくとか、いろんな手法が最近出ておりますので、この件についてはまた今後もいろいろと研究をしてみたいと思っております。

それとトイレトレーラーの件ですけども、まず牽引免許につきましては、毎年、職員に牽引免許を取らせようと今考えております。

今回の災害のときもそうだったんですけども、庁内で調べてみますと、牽引免許をお持ちの方も何人かおられます。庁内アシスト制度で今回呼びかけたんですけども、3名ほど応募いただきまして、実際にその方に派遣いただくために、実は陸上自衛隊の協力なんかも得まして、駐屯地内の車両の運転免許の技術の、敷地で訓練も行っておりまして、体制は整えておりました。

今後もそういったことも踏まえながら対応していきたいと思っております。

それと、確かにその牽引する車が今1台しかございません。これについては、増車も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○西本眞造議長

以上で、駒田かすみ議員の質疑・質問を終了します。